

# 答申 60号 ( 諮問第 60号 )

- ( 1 ) 「 98 ~ 03 年度に警察本部の捜査第一課、第二課、鑑識課で支出した捜査費 ( 国費 )、捜査報償費 ( 県費 ) の支出負担行為即支出決定決議書、支出回議書および個別執行に係る証拠書類 ( 捜査費支出伺い、支払い精算書、領収書等 ) 」のうち、02 年 4 月 1 日以降に作成又は取得した捜査第一課、第二課の公文書
- ( 2 ) 「 大胡警察署の捜査費 ( 国費 )、捜査報償費 ( 県費 ) の個別執行に係る証拠書類 ( 捜査費支出伺い、支払い精算書、領収書等 ) 98 ~ 03 年度 」のうち、03 年 4 月 1 日以降に作成又は取得した公文書
- ( 3 ) 「 松井田警察署の捜査費 ( 国費 )、捜査報償費 ( 県費 ) の個別執行に係る証拠書類 ( 捜査費支出伺い、支払い精算書、領収書等 ) 98 ~ 03 年度 」のうち、03 年 4 月 1 日以降に作成又は取得した公文書  
の部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

## 第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった公文書の非開示部分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

別紙1及び2の捜査費等証拠書類編の(1)のうちの非開示とした部分(「前月からの繰越金」、「本月受入額」、「本月支払額」、「残額」、「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額( )」及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額( )又は追給額」の各金額記載欄の金額)

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、群馬県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、平成16年4月7日付けで、「98~03年度に警察本部の捜査第一課、第二課、鑑識課で支出した捜査費(国費)、捜査報償費(県費)の支出負担行為即支出決定決議書、支出回議書および個別執行に係る証拠書類(捜査費支出伺い、支払い清算書、領収書等)」、「大胡警察署の捜査費(国費)、捜査報償費(県費)の個別執行に係る証拠書類(捜査費支出伺い、支払い清算書、領収書等)98~03年度」、「松井田警察署の捜査費(国費)、捜査報償費(県費)の個別執行に係る証拠書類(捜査費支出伺い、支払い清算書、領収書等)98~03年度」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

なお、 から の「清算書」は「精算書」の誤記と思われる。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成16年4月20日、本件請求の、 のうち「02年4月1日以降に作成又は取得した捜査第一課、第二課の公文書」を期間延長するとともに、「02年4月1日以降に作成又は取得した捜査第一課、第二課の公文書を除くもの」について不存在決定を行った。

、 のうち「03年4月1日以降に作成又は取得した公文書」を期間延長するとともに、「03年3月31日以前に作成又は取得した公文書」について不存在決定を行った。

延長の理由は、請求のあった公文書について、文書数が大量であり、開示・非開示等の審査に相当期間を要するためであった。

平成16年6月7日、実施機関は開示請求に対応する公文書として、次の公文書を特定した上で、条例第14条第2号、第4号に該当する情報が含まれていることを理由として、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、請求人に通知した。

会計課が作成した支出回議書(捜査報償費) 支出負担行為即支出決定決議書(捜査費)

捜査第一課が支出した(1)平成14年度分捜査費(国費) (2)平成14年度分捜査報償費(県費) (3)平成15年度分捜査費(国費) (4)平成15年度分捜査報償費(県費)に係る捜査費及び報償費(以下「捜査費等」という。)証拠書類(捜

査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、(返納金)領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等、なお返納関係については平成13年度分を含む。)

捜査第二課が支出した(1)平成14年度分捜査費(国費)、(2)平成14年度分捜査報償費(県費)、(3)平成15年度分捜査費(国費)、(4)平成15年度分捜査報償費(県費)に係る捜査費等証拠書類(捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、(返納金)領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等、なお返納関係については平成13年度分を含む。)

大胡警察署が支出した(1)平成15年度分捜査費(国費)、(2)平成15年度分捜査報償費(県費)に係る捜査費等証拠書類(捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、(返納金)領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等、なお返納関係については平成14年度分を含む。)

松井田警察署が支出した(1)平成15年度分捜査費(国費)、(2)平成15年度分捜査報償費(県費)に係る捜査費等証拠書類(捜査費総括表、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、(返納金)領収書、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書・捜査費交付書兼支払精算書の添付書類としての領収書等、なお返納関係については平成14年度分を含む。)

なお、開示しない部分及び当該部分を開示しない個々の理由は、別紙1及び2のとおりである(支出負担行為即支出決定決議書、返納決議書、返納決議書の添付書類としての返納書案、(返納金)領収書は全部開示されている)。

### 3 審査請求

請求人は、本件処分のうち非開示決定処分を取消すとの裁決を求め、行政不服審査法第5条の規定に基づき、平成16年7月27日付で、本件処分を不服として実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成16年9月1日、本件請求事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

## 第3 争点

### 1 争点1(条例第14条第2号該当性)

支出回議書に記載された警部補以下の職員の決裁欄印影と発議者氏名が、条例第14条第2号に該当するか。

### 2 争点2(条例第14条第4号該当性)

捜査費総括表に記載された金額(ただし、返納に係るものを除く。)が、条例第14条第4号に該当するか。

3 争点3（条例第14条第2号該当性）

捜査費等証拠書類（ただし、捜査費総括表を除く。）に記載された情報提供者等の住所・氏名に係る情報が、条例第14条第2号に該当するか。

4 争点4（条例第14条第4号該当性）

捜査費等証拠書類（ただし、捜査費総括表を除く。）に記載された情報（情報提供者等の住所・氏名に係る情報も含む。）が、条例第14条第4号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1（条例第14条第2号該当性）

（1）請求人の主張

実施機関は、支出回議書の決裁欄印影と発議者氏名について、条例第14条第2号のただし書八の例外規定に当たるものとして非開示としたが、まず、同例外規定は氏名を対象としたものであって、印影は対象としていない。そして、印影から氏名が判明するとしても、決裁者が誰であるかは専決規程等からわかり得る公知の事実であり、非公開とする理由はない。

次に、発議者氏名については、当該職員が捜査に直接従事しているのであれば、その氏名を公開することにより当該職員の権利・利益が不当に侵害されるおそれがあり得るかも知れない。しかし、支出回議書の発議は会計担当職員が行う財務会計行為であり、捜査に直接従事する職員の行為ではないから、その氏名を公開しても当該職員の権利・利益が不当に侵害されるおそれはない。なお、警部補以下の警察職員について一律に職務に係る「氏名」について非公開とした平成14年群馬県警察本部告示第1号は合理性に欠け、条例第14条第2号の趣旨に反し無効である。

（2）実施機関の主張

ア 条例第14条第2号八では、開示請求に係る公文書中の個人情報について、当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示する旨規定している。

一方、同規定の中では、当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名は除くと規定されており、警察本部長は、平成14年3月29日付群馬県警察本部告示第1号により、実施機関が定める職にある公務員として「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員」を規定している。したがって、警部補（相当職を含む）以下の階級にある警察職員の「氏名」については非開示となる。

イ また、請求人は、条例第14条第2号八の規定は氏名を対象としたものであって、印影は対象としていないと主張しているが、印影は、社会通念上氏名と一体として使用しているものであり、「職員の印影も個人名を明らかにするものというべきである。」とされた判例もある（東京地判平成12年2月28日）。よって、印影は公務員の氏名そのものであり、条例第14条第2号八に該当する。

2 争点2（条例第14条第4号該当性）

### (1) 請求人の主張

実施機関は、捜査費等証拠書類編の各月分捜査費総括表のうち金額記載の欄について、条例第14条第4号に該当するとして非開示とした。所属別、月別の受入金額、支払金額、繰越金額を明らかにすることにより、その変動状況から犯罪捜査の進展状況の分析が可能となり、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるというものである。

確かに、公開することにより犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについての判断には、実施機関に裁量が認められるであろう。しかし、それは全くの自由裁量ではあり得ず、客観的にも合理性が要求されるのである。そして、第1に、所属別、月別の受入金額、支払金額、繰越金額を明らかにすることで犯罪捜査の進展状況の分析が可能になるとは考えられない。第2に、犯罪捜査の進展状況の分析が可能になったとしても、これだけの情報からでは分析の精度は低くならざるを得ず、そのような分析によって、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。実施機関の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、裁量権の濫用である。

### (2) 実施機関の主張

警察が捜査活動の中で協力者から情報提供を得ることは犯罪捜査の重要な手法であり、捜査費等の執行の状況はこれを客観的に表している。

捜査費等の執行状況は、犯罪捜査活動を費用の面から表すものであり、特定所属における捜査費等予算の受入状況や執行状況は、当該所属における捜査活動の予定や緩急をそのまま反映している。これら特定所属の捜査費等執行情報を一連のものとして捉えれば、各月ごとのこれらの金額を比較分析した場合、個別事件に係る捜査の進展状況や、伏在している事案に係る対応の進捗状況を推測することができることから、これを公にした場合、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪企図者が捜査の裏を掻いた犯罪を敢行するおそれがあり、犯罪捜査に支障を生ずることとなる。

## 3 争点3 (条例第14条第2号該当性)

### (1) 請求人の主張

実施機関は特定個人を識別できる情報であるとして情報提供者氏名を非公開とした。

確かに、情報提供者の氏名は公にすることにより提供者個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるため非公開とすべきであろう。しかし、情報提供者氏名については偽名を使っているものがあり、偽名であれば権利利益を害される個人が存在しないのであるから、公開しても問題はない。

また、実施機関は、偽名領収書であっても、筆跡からその人物が特定されるおそれがあるから、公開できないという。

しかし、情報提供者の特定をおそれて偽名領収書を作成したというのに、その筆跡をみれば情報提供者の特定が容易な情報提供者本人の署名により領収書を作成したということは矛盾としかいいようがない。

そして、情報提供者が自己が特定されることをおそれて領収書の提出を拒んだ場合は、捜査員がその旨を説明すれば領収書がなくても良い会計制度になっているのだから、筆跡だけで自己が特定されてしまうような情報提供者が自己の筆跡で領収書を作成したとすることは極めて不自然である。

したがって、偽名の部分については原則公開の条例の趣旨にしたがって公開すべきである。

## (2) 実施機関の主張

捜査費等証拠書類の各帳票には、情報提供者等の住所、氏名等条例第14条第2号に該当する個人識別情報が記載されている。

なお、情報提供者等が記載した領収書は、実名以外が記載されたものであったとしても、身辺者や組織内の者が見た場合は、その筆跡から容易に個人の識別ができてしまうものである。

## 4 争点4 (条例第14条第4号該当性)

### (1) 請求人の主張

実施機関は、捜査費等証拠書類編の表紙及び各月分捜査費総括表以外の部分について、条例第14条第4号に該当するとして非開示とした。所属別、月別の犯罪捜査活動及び情報提供者が記載されているほか、その枚数から捜査費等の執行件数の変動状況が判明し、個別事件に対する警察の取り組み、方針等の分析が可能となることから、枚数を含め、これを公にした場合、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるというものである。

しかし、前述のとおり、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かの判断は全くの自由裁量ではあり得ず、客観的にも合理性が要求されるのである。そして、第1に、領収書等の証拠書類は一件の執行ごとに一枚であるとは限らないから、証拠書類の枚数が明らかになったとしても、捜査費等の執行件数が判明するわけではない。第2に、1件あたりの執行金額は異なるのであるから執行件数が判明したとしても、執行金額及びその変動状況が判明するわけではない。まして、個別事件ごとの執行金額やその変動状況は解りようがない。第3に、個別事件ごとの執行金額やその変動状況が判明したとしても、そのことからただちに個別事件に対する警察の取り組み、方針等の分析が可能となるわけではない。第4に、個別事件ごとの警察の取り組み、方針等の分析が可能となったとしても、それは概括的なものでしかありえず、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。以上から、実施機関の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、裁量権の濫用である。

また、実施機関は、捜査員の氏名については、「階級を問わず、犯罪現場や警察規制の現場において、直接、被疑者や利害関係者と対峙し警察権限を強制的に執行することから、これらの対象者から反感を招きやすく、警察官本人や家族を対象とした仕返しなどの危害を加えられるおそれが大きい」から、条例第14条第4号の公安情報に該当するという。

しかし、第1に、犯罪現場や警察規制の現場において、直接、被疑者や利害関係者と対峙したのであれば、その時点で捜査員が誰であるかは対象者に知られている

のである。その後氏名を隠したところで意味がない。

第2に、仕返しが当該公務員が所属する社会集団全体に及ぶのであれば格別、警察官本人やその家族を対象としている限り条例第14条第4号の「公共」ではない。

第3に、警察官本人やその家族を守る目的で「氏名」を非公開とするか否かは、すでに条例第14条第2号で評価済である（この評価が正しいと言っているわけではない）。つまり、平成14年群馬県警察本部告示第1号は条例第14条第2号の八を受け、捜査に係わり仕返し等の危害を加えられるおそれ大きい警察官本人やその家族を守ることを目的として、警部補以下の警察職員について不当な侵害を受けるおそれがある職（つまりは警部以上はおそれがない職）と定め、実施機関はこれに従い、警部補以下の職員「氏名」を非開示としているのである。よって、条例第14条第4号公共の安全として再評価をする必要はない。

なお、警察職員が他の公務員以上に「氏名」を非開示とできる理由は、捜査に係わる職務の性質上他の公務員よりも仕返し等の危害を加えられるおそれ大きいこと以外にはない。それにもかかわらず、捜査員は仕返し等の危害を加えられるおそれがあるからと同じ理由を挙げて、告示第1号に反して警部以上の「氏名」も非公開とするということは、警部補以下の警察職員について捜査員でないものを含め一律に「氏名」を非公開とした告示第1号が根拠のないものであることを実施機関自ら認めたものに他ならない。

第4に、「氏名」そのものが公安情報に該当するなどということはありません。

## (2) 実施機関の主張

ア 警察に情報を提供する者は、自分の住所・氏名はもとより、特定の事件等に関し、情報提供があったという事実自体をも公にされないことを前提に、警察を信頼して協力しているものである。

捜査費等執行の対象となる情報提供者は、本人又は組織の構成員等しか知り得ない情報を警察に提供するのであり、情報の内容は、自分が所属している組織内部、企業内部、友人、近隣者等に関するものであることから、たとえ提供者の氏名を公にしなくても、情報提供の事実を公にするだけで提供者が推測されてしまう場合がある。

情報が、例えば暴力団、麻薬組織、テロ集団等に関するものであれば、警察への協力的行為が、即、生命の危険にもなりかねない。また、近隣者の情報、選挙事務所、官公庁等の情報であった場合、生命、身体に危害を加えられるおそれはないとしても、村八分のような精神的危害を受けるおそれは十分考えられる。

このように情報提供の事実のみが公になった場合であっても、今後、警察に対する情報提供が得られなくなるおそれは多分にある。

このようなことから、情報提供者に関する情報は条例第14条第4号に該当する。

イ 請求人は、偽名（実名以外の氏名）の取扱いについて、情報提供者の氏名は偽名を使っているものがあり、偽名であれば権利利益を侵害される個人が存在しないのであるから、公開しても問題はないと主張している。

捜査情報の中には、被疑者の検挙や犯罪組織等の実態の解明に直結するものが

ある。これらは極めて重要な情報であるが、情報の発信者が推測された場合、即、生命の危険になりかねない。警察がこれらの事件に着手し、捜索等を開始したときは、そこには情報を提供した人物の存在があり、この存在が公になった場合、同人が組織等の標的となることは明らかである。

請求人は、偽名であれば権利利益を侵害される個人が存在しないと述べているが、仮に、上記理由により実名を記載することができない場合があるとしても、危険に晒された極めて重要な情報提供者は存在するのであり、これの保護は警察の威信にかけて行わなければならないものである。

#### ウ 捜査員の氏名について

捜査員は、階級を問わず、犯罪現場や警察規制の現場において直接、被疑者や利害関係者と対峙し警察権限を強制的に執行することから、これらの対象者から反感を招きやすく、警察本人や家族を対象とした仕返し等の危害を加えられるおそれ大きい。よって、捜査員は階級を問わず条例第14条第4号に該当する。

#### エ 表紙及び各月分捜査費総括表以外の部分を非開示とした具体的理由

(ア) 表紙及び各月分捜査費総括表以外の部分には、捜査費等の対象事件名、支払年月日、支払先、支払金額、具体的支払内容等の個別情報が記載されており、犯罪捜査活動を客観的に反映しているため、これらの記述から捜査の体制、方針、手法、捜査活動の動向等を推測できることから、被疑者、犯罪企図者、犯罪組織等が報道等の情報や彼ら自身の保有する具体的情報と比較分析した場合、特定所属の捜査活動等の活発さや進展状況等を推測されるおそれがある。

本件対象公文書には、非開示決定の時点で、関連事件を含め捜査継続中の事件に係る個別執行情報を記録したものが含まれているが、これを公にした場合、関連事件を含め当該事件に係る各種情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図る等のおそれがあり、犯罪捜査に支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

また、終結した捜査であっても、個別情報は、事件ごとの捜査の体制、方針、手法、進展状況といった一連の各種捜査情報を反映するものであることから、前述のとおり、犯罪企図者等がこれらを分析する可能性があり、これらの捜査体制や手法に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。

(イ) 1件あたりの捜査費等書類の作成枚数は1枚ではないが、作成する様式が規定されていることから捜査費等の執行件数と捜査費等書類の作成枚数は概ね比例しているため、各月ごとの捜査費等書類の枚数は捜査費等の執行件数の多少をそのまま反映している。これを事件ごとの一連のものとして捉えれば、個別事件ごとの捜査の緩急をそのまま反映する結果となる。つまり、個別事件の内偵を開始したときから捜査費等の執行件数が増加傾向を示すことから、捜査の着手の有無や進捗状況等が推測でき、被疑者等の事件関係者がこれを認識した場合は、逃走、証拠隠滅等の手段に出ることは明らかである。

#### 1 争点1（条例第14条第2号該当性）

本件支出回議書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第2号ただし書でいう、当該公務員の職務の遂行に係る情報に該当するのは明らかである。

しかし、非開示とされたものは、警部補以下の職にある職員の氏名（印影）であるところ、これらについては実施機関が、氏名を公にしない職にあると定めた公務員の氏名である（平成14年群馬県警察本部告示第1号）。

従って、これらはただし書八に該当せず、条例第14条第2号により非開示とされる個人情報に該当する。

なお、請求人は、会計担当職員の氏名については非公開とする理由がなく、上記告示は無効と主張するが、条例第14条第2号八は、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある等の第一次判断権を実施機関に委ねている趣旨と解され、また、そこに言う不利益とは必ずしも犯罪捜査から生じるものに限られるとは言えず、上記主張は理由がない。

なお、請求人は、「決裁者が誰であるかは専決規程等からわかり得る公知の事実であり、非公開とする理由はない。」と主張しているが、決裁権者の印影は開示されており、これについては誤解であると思われる。

#### 2 争点2（条例第14条第4号該当性）

当該公文書には、当該月の前月からの繰越額（当該月の前月末の残額）、本月受入額（当該月に取扱者に交付された金額）、本月支払額（当該月に捜査員に交付した額の合計額から精算による返納の額の合計額を除いた額）、当該月の月末の残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額及び追給額、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額又は追給額が記載されている。

これらの情報について、今回確認を行った限りでは、各課署別の捜査費等の支出入額（月額）の推移が、当該課署の捜査活動の活発さをある程度反映していると認められるものの、その増減の状況を公にすることにより、直ちに被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じる等して犯罪捜査に支障が生じるおそれがあるとまで認めることはできなかった。

したがって、この公文書についての実施機関の裁量権を完全に否定するものではないが、本件事案については、非開示とした判断に相当の理由があるとは認められず、開示するのが相当と判断される。

#### 3 争点3（条例第14条第2号該当性）

情報提供者等が謝礼金を受領した際等に作成する領収書等には、情報提供者の住所、氏名等の個人識別情報が記録されており、条例第14条第2号本文に該当するとともに、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないため、非開示とすべき個人情報に該当する。

なお、実名以外が記載されたものについては、次の争点4で判断を行う。

#### 4 争点4（条例第14条第4号該当性）

実施機関は、本件対象公文書となった領収書等の帳票を全部非開示としている。その理由として、これらの開示により事件捜査等の動向が明らかとなり、被疑者等事件関係者において、逃亡及び証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあること、同

種の事件を企図している者に対して、捜査等の体制についての有利な情報を提供することとなり、今後の犯行が容易となるおそれがあること、捜査協力者等の特定の個人が識別され、被疑者等により危害が加えられるおそれがあることを主張している。これらの主張については相当の理由が認められ、結局、条例第14条第4号所定の情報に該当する。

なお、領収書の内、債主が協力者ではなく商店やレストラン等に係るもの（主に捜査諸雑費等）については、協力者が判明するという意味での非開示理由はないものの、これらについても具体的捜査の過程や、情報収集活動の手法を明らかにしてしまう要素がないとはいえず、実施機関の判断が、明らかに裁量を逸脱したものとは認められない。

おって、上記のとおり、捜査が完了した事件であっても捜査費等の個別内容が開示されると捜査手法が明らかになる可能性も否定できず、その意味で、公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがないとはいえない。

また、捜査員は、階級を問わず、犯罪現場や警察規制の現場において直接、被疑者や利害関係者と対峙し警察権限を強制的に執行することから、これらの対象者から反感を招きやすく、警察官本人や家族を対象とした仕返し等の危害が加えられるおそれは否定できない。

ちなみに、本件対象公文書中の警部以上の階級にある捜査員の指名を非公開とした点について、請求人は、この点条例第14条第2号八で考慮済みであり、警部以上の警察職員について条例第14条第4号を理由に非公開とすることはできない旨主張する。しかし、条例第14条第4号は、当該公務員の保護の見地から定められた例外規定というより、当該公務員の氏名が公開されることにより犯罪捜査等に支障が出る場合を想定した例外規定であり、両者はその趣旨を異にするから、結局この点について、実施機関の判断が明らかに裁量を逸脱したものとは断じ難い。従って、請求人の上記主張は採用できない。

さらに、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書等の書類については、捜査費等の執行や精算に関して記載されたものであり、その記載情報は、基本的に上記の領収書等と同様公にすることにより、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等の対抗措置を講じる等の可能性を否定することはできないので、上記判断と同様、明らかに裁量を逸脱したものとは認められない。

最後に、請求人は、情報提供者の氏名については偽名を使っているものがあり、偽名であれば権利利益を害される個人が存在しないのであるから、公開しても問題はないと主張する。確かに、実名以外が記載されたものは、条例第14条第2号には該当しないものもあると判断されるが、捜査費等がその制度の目的に従い適正に執行されている限りにおいては、これを公開した場合には、具体的捜査の過程や、情報収集活動の手法を明らかにしてしまう要素がないとはいえず、これについても、明らかに裁量を逸脱したものとは認められない。

よって、これらは条例第14条第4号の非開示情報に該当する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成16年 9月 1日	諮問
平成16年10月14日	諮問庁からの理由説明書を受領
平成16年11月15日	審査請求人からの意見書を受領
平成16年12月13日 (第106回審査会)	審議(本件事案の概要説明)
平成17年 1月13日 (第107回審査会)	審議(実施機関の口頭意見陳述)
平成17年 2月14日 (第108回審査会)	審議(審査請求人の口頭意見陳述)
平成17年 3月14日 (第109回審査会)	審議
平成17年 4月15日 (第110回審査会)	審議
平成17年 5月23日 (第111回審査会)	審議
平成17年 7月27日	答申

別紙 1 第 2 2 実施機関の決定に対応する部分開示決定（捜査 1 課、捜査 2 課の分）

公文書	開示をしない部分	開示をしない理由
支出回議書	決裁欄印影、発議者氏名	【条例第 14 条第 2 号該当】公にすることにより個人の権利・利益を不当に侵害するおそれがあるとして実施機関が定める職にある職員の氏名である。
捜査費等証拠書類編	<p>(1) 各月分捜査費総括表のうち、金額記載の欄 ただし、次の部分を除く。</p> <p>平成 13 年度 4 月分のうち、（返納に係る）「前月分からの繰越金」、「本月返納額」、「本月支払額」及び「残額」</p> <p>平成 14 年度 4 月分のうち、（返納に係る）「前月分からの繰越金」、「本月返納額」、「本月支払額」及び「残額」</p> <p>平成 15 年度 4 月分のうち、（返納に係る）「前月分からの繰越金」、「本月返納額」、「本月支払額」及び「残額」</p> <hr/> <p>(2) 捜査費支出伺 全部</p> <p>(3) 支払精算書 全部</p> <p>(4) 捜査費交付書兼支払精算書 全部</p> <p>(5) 支払精算書の添附書類としての領収書等（支払伝票を含む） 全部</p>	<p>【条例第 14 条第 4 号該当】所属別、月別の受入金額、支払金額、繰越金額を明らかにすることにより、その変動状況から犯罪捜査の進展状況の分析が可能となり、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【条例第 14 条第 4 号該当】対象公文書には、所属別、月別の犯罪捜査活動及び情報提供者が記載されているほか、その枚数から捜査費の執行件数の変動状況が判明し、個別事件に対する警察の取組み、方針等の分析が可能となることから、枚数を含め、これを公にした場合、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【条例第 14 条第 2 号該当】情報提供者の特定個人を識別できる情報である。</p>

別紙 2 第 2 2 実施機関の決定に対応する部分開示決定(大胡警察署、松井田警察署の分)

公文書	開示をしない部分	開示をしない理由
<p>捜査費等証拠書類編</p>	<p>(1) 各月分捜査費総括表のうち、金額記載の欄 ただし、次の部分を除く。 平成14年度4月分のうち、(返納に係る)「前月分からの繰越金」、「本月返納額」、「本月支払額」及び「残額」 平成15年度4月分のうち、(返納に係る)「前月分からの繰越金」、「本月返納額」、「本月支払額」及び「残額」</p>	<p>【条例第14条第4号該当】所属別、月別の受入金額、支払金額、繰越金額を明らかにすることにより、その変動状況から犯罪捜査の進展状況の分析が可能となり、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p>
	<p>(2) 捜査費支出伺 全部</p>	<p>【条例第14条第4号該当】対象公文書には、所属別、月別の犯罪捜査活動及び情報提供者が記載されているほか、その枚数から捜査費の執行件数の変動状況が判明し、個別事件に対する警察の取組み、方針等の分析が可能となることから、枚数を含め、これを公にした場合、犯罪の予防、鎮圧又は公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p>
	<p>(3) 支払精算書 全部</p>	
	<p>(4) 捜査費交付書兼支払精算書 全部</p>	
	<p>(5) 支払精算書の添付書類としての領収書等(支払伝票を含む) 全部</p>	